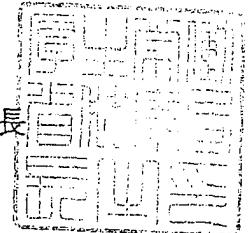


健発第0416002号
平成16年4月16日

各 都道府県知事
政令市市長
特別区区長 殿

厚生労働省健康局長



公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を 改正する法律の施行について（施行通知）

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律が、衆議院厚生労働委員長から議員提案され、平成16年4月16日法律第32号として公布され、同日より施行された。その改正の趣旨及び概要については下記のとおりであるので、その内容を十分御了知の上、関係機関等への周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることにかんがみ、国及び地方公共団体は、住民の健康の増進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めるとともに、公衆浴場を経営する者は当該公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める必要がある。このため、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）における公衆浴場の位置づけ等を明確にしようとするものである。

第2 改正の概要

1 目的に関する事項

公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることを明確にするとともに、目的に住民の福祉の向上を加えることとされた。（第1条関係）

2 公衆浴場の活用についての配慮等

（1）国及び地方公共団体は、住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民

の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならないこととされた。（第4条第1項関係）

(2) 公衆浴場を経営する者は、(1) の公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならないこととされた。（第4条第2項関係）

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行することとされた。（附則関係）

平成17年度生活衛生課予算概算要求等の概要

平成16年8月
厚生労働省健康局
生活衛生課

一般会計

[]内は16年度予算

I 生活衛生関係営業対策

1,920百万円 [1,770百万円]

1. 全国生活衛生営業指導センターへの補助 317百万円 [299百万円]

新(1) 健康増進事業等情報提供事業

13百万円 [0百万円]

・一般国民の身近な場所で健康増進事業に取り組んでいる生活衛生関係営業者に関する情報をインターネットで紹介するとともに、利用者による検索を可能とするシステムを整備する。

(2) 中央指導員等の確保 66百万円 [66百万円]

(3) 中央指導員等が行う指導事業費、研修費等 34百万円 [33百万円]

(4) 生活衛生振興事業助成費 204百万円 [200百万円]

・各生活衛生同業組合連合会等が行う振興事業への助成

2. 都道府県生活衛生営業指導センターへの補助 678百万円 [607百万円]

新(1) 健康入浴推進事業 52百万円 [0百万円]

・公衆浴場において、生活習慣病の予防など健康増進を図るため、入浴の正しい知識の普及や健康に関する様々な情報を提供するモデル事業を実施する。

新(2) 飲食店健康増進普及支援事業 9百万円 [0百万円]

・生活習慣病予防の観点から飲食店等におけるヘルシーメニューの提供や飲食店の受動喫煙対策への取り組みを推進するための講習会を実施する。

改(3) 生活衛生関係営業再生特別支援事業 47百万円 [39百万円]

・生活衛生関係営業者の再生等を支援するための特別相談窓口を設置するほか、各営業者等に対して営業の将来性や技術力を的確に評価できる人材を育成するための研修事業を行う。

(31都道府県→47都道府県)

(4) 経営指導員等の確保 438百万円 [436百万円]

(5) 経営指導員が行う相談事業、活性化促進事業費等 133百万円 [133百万円]

3. 生活衛生資金融資補給金 899百万円 [838百万円]

・国民生活金融公庫の生活衛生資金融資貸付業務に係る補給金

II 建築物等環境衛生対策	33百万円[33百万円]
○ シックハウス対策の推進 ・情報提供の充実	24百万円[23百万円]
○ シックハウス対策 ・医療施設等施設・設備整備への補助[14年度からメニュー化]（補助率：1／3） ……環境調整室（クリーンルーム）の施設・設備整備（他局等計上）	

生活衛生資金貸付(国民生活金融公庫)

- (1) 貸付計画額 2,200億円[2,300億円]
- (2) 一般事業貸付・振興事業貸付の追加等
 - クリーニング業を営んでいるものが取次店に業態転換した場合、当該取次店を貸付対象に追加
 - 独立開業資金にかかる勤務要件の特例措置の取扱期間の1年間延長
 - 浴場業及び旅館業の特制品目にA V関連機器を追加

特別貸付 [特別利率適用]

- 生活衛生関係営業返済資金緊急特別貸付の取扱期間の1年間延長
- 生活衛生関係営業セーフティネット貸付（金融環境変化対応資金及び経営支援資金の一部、運転資金円滑化資金）の取扱期間の1年間延長等
- 小企業等設備改善資金特別貸付（無担保・無保証）に係る特例措置の取扱期間の1年間延長

特例貸付 [融資額特例等]

- 業績が悪化している生活衛生関係営業者であって、都道府県生活衛生営業指導センターが実施する経営改善指導を受けて経営体質の改善強化を図るもの貸付対象に追加
- 環境対策関連貸付の取扱期間の1年間延長
- 健康・福祉増進関連事業施設貸付の取扱期間の1年間延長
- 雇用安定資金（仮称）（現行：生活衛生関係営業事業展開支援施設貸付）の取扱期間の1年間延長

めん類飲食店営業及び一般飲食店営業に関する標準営業約款の概要

(注) 2 及び 3 において○印は義務付け、◎印は努力義務

区分	めん類飲食店に関する標準営業約款	一般飲食店営業に関する標準営業約款
1 目的	役務の内容又は商品の品質及び施設又は設備の表示の適正化並びに損害賠償の実施の確保に関する事項を定めることにより、消費者の選択の利便を図り、併せて営業者の資質の向上及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。	同 左
2 独自の約款事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ ① そば粉の含有率（そば粉の割合は70%以上であることを表示） ○ ② めん及びつゆの製法の表示（めん及びつゆは自家製であることを表示） ○ ③ 調理師の表示（調理師を営業施設に必置し氏名を表示） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ① アピール食材の表示（消費者に栽培方法、生産地等でアピールしたい食材を必ず1つ以上選定し表示） ○ ② 消費期限等の表示（仕出し弁当等営業施設外で飲食する商品は消費期限、製造年月日を表示） ○ ③ 調理師の表示（調理師を営業施設に配置したときは、氏名を表示） ○ ④ 情報通信技術の活用（予約システムの導入に努める） ○ ⑤ 宅配サービスの実施（積極的に取り組み、社会福祉の一翼を担うよう努める）
3 両約款の共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ ① 主要な商品の表示（消費者の注文が多いもの、営業者が積極的に広告するものを表示） ○ ② 消費者の接遇向上の改善（サービスマニュアルの策定、調理担当者等の研修会への参加） ○ ③ 食品廃棄物の減量化及びリサイクルの推進 ○ ④ 営業施設の衛生管理状況（月1回の自主点検と結果を表示） ○ ⑤ 営業施設の外国語又はローマ字表記 ○ ⑥ 営業施設のバリアフリー化の推進（障害者や高齢者のための出入口、通路の拡大、車イスを置くスペースの確保など） ○ ⑦ 受動喫煙防止の推進（禁煙、分煙（時間帯分煙を含む。）に努める） 	
(参考) 約款導入による効果	標準営業約款登録店は、サービス又は、商品の品質の表示及び施設又は設備の適正な表示を行い、万一事故が発生した際は、必ず適切な賠償を行なう云わば良心的な優良店として、消費者に認識され強い信頼を得ることを目指している。	